

令和3年 第3回美浜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月28日（金） 午後7時（協議会終了後）

2. 場 所 美浜町役場 議会会議室

3. 出席委員（11名）

委員	1 番	松下	勝美
委員	2 番	山本	和美
委員	3 番	大野	克弥
委員	4 番	軍場	康代
委員	5 番	藤本	悟
委員	6 番	山本	光雄
委員	7 番	山本	文昭
委員	8 番	浅妻	孝彦
委員	9 番	馬野	弥裕
会長職務代理	10 番	山口	哲男
会長	11 番	中村	博昭

4. 議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第3号 農振農用地区域の除外申請に係る意見について

5. 美浜町農業委員会事務局職員

事務局長	渡辺 強
次長	山本 知也
書記	浅妻 真記

6. 会議内容

【開会宣言】

事務局長

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
それではただ今から令和3年第3回の農業委員会総会を開催させていただきます。
本日は、委員の皆様全員にご出席いただいておりますので、美浜町農業委員会総会会議規則第8条の規定により、本総会が成立いたしましたことをここにご報告させていただきます。
それでは、中村会長よりご挨拶をいただきます。

中村会長

（会長挨拶）

事務局長

ありがとうございました。それでは、美浜町農業委員会総会会議規則第7条の規定により、会長

ただ今、事務局の方から説明がありました通りでございます。私の方からは特段付け加えることはございません。以上です。

議長

ありがとうございました。その1について事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

特典ないようでございますのでその1について採決をしたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請その1については、原案の通り本委員会が許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第1号 その1については原案の通り許可する事にいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

(その２) 譲渡人：■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■

申請地：■■■■■■■■■■ 地目：田 地積 2,315 m²

■■■■■■■■■■ 地目：田 地積 430m²

地積：計 2,745 m²

議受人：美浜町■■■■■■■■■■ ■■ ■■

經營面積：153,405 m²

調査担当委員は軍場委員です。

続きまして、その2について議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する美浜町農業委員会総会会議規則第19条の規定によりまして、委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります■番の■■委員、議事審議が終了するまで退席をお願いいたします。

(■■委員退出)

それでは、議案第1号 その2について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号 その2について説明させていただきます。

譲渡人は、■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■さん ■■歳の方です。

申請地は、■■■■■■■■■■■■■■■ 地積は２，３１５㎡、■■■■■■■■■■■■■■■ 地積は
４３０㎡、地目はどちらも田で計２，７４５㎡となっています。

譲受人は、美浜町■■■■■■■■■■ ■■ ■■さん ■■歳 ■■をされている方です。
農地取得後の経営面積は153,405㎡となります。

資料No. 1－2の付近図及び写真資料をご覧ください。申請地は町道■■■■■■線に位置する農地です。農地取得後の経営面積は153,405㎡となりますので、農地法第3条の許可を受ける際の下限面積(3000㎡)、経営すべき面積は満たしております。営農については水稻を耕作する計画であり、農作業の従事状況においても、譲受人自身15年の農作業経験があり、農作業に係る労働力は問題ないと思われます。その他の農地法第3条の許可要件である自宅から農地までの距離等にも問題はありません。

申請地は、■■■■■■■■■■ 地積 1 4 5 m²、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 地積 7 8 m²、■■■■

資料No.1－3の付近図と写真資料をご覧ください。申請地は県道■■■■線付近にある農地で現在は耕作されていません。申請地の北側および東側は道路に、西側は原野、南側は農地となっています。用排水計画につきましては、上下水道に接続し、雨水は自然流下させ、道路側溝に流す計画です。土砂の流出防止策については、ブロック塀により土砂の流出を防止することで調整済みであるとのことです。農地法第5条の検討事項の確認としまして、農地の種別につきましては、都市計画法の用途地域内であるため第3種農地と判断しました。また、一般基準についても、事業計画に対する転用面積については適切であり、その他、資金計画等許可要件はすべて満たしております。

議長

松下委員

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

地区担当委員は山本和美委員です。

議長

続きまして、その2について事務局の説明をお願いします。

事務局

資料No. 1～4の付近図と写真資料をご覧ください。申請地は町道■■■線に隣接する農地であります。申請地の北側および西側、南側が農地、東側が農地および県道となっています。今回の整備の目的は、町の事業に絡んだ借地契約解除に伴い、貸駐車場が不足し、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の駐車場としても貸駐車場の台数を確保するため整備するものです。用排水計画につきましては、貸駐車場の整備のため、取水排水は計画しておらず、雨水は自然流下させ、道路側溝に流す計画となっ

現地調査は山本和美委員、松下委員で行っております。地区担当委員は山本和美委員です。以上です。

事務局の説明が終わりました。その2について地区担当委員の山本和美委員、補足説明がありましたらお願いします。

官地だと関係ないけども、一緒にそこもまとめて草刈り等の管理もしてほしいと了解をいただいたということですね。

資料No.1～5の付近図と写真資料をご覧ください。申請地は、町道■■■■線に隣接する農地であり、現在は耕作されていません。申請人以外の隣接農地はありません。また、用排水計画につきましては、上下水道に接続し、雨水は自然流下させ、道路側溝に流す計画です。土砂の流出防止策については、L型擁壁にて、水路等への土砂の流出を防止する計画となっています。農地法第5条

の検討事項の確認としまして、農地の種別につきましては、農業公共投資の入っていない、小集団の農地であるため、その他農地（第2種農地）と判断させていただいており、第1種農地の許可要件の例外規定にあたる「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、その他2種農地の立地基準についても許可要件を満たすこととなります。一般基準につきましても、事業計画に対する転用面積については適切であり、その他、資金計画等はすべて満たしております。

現地調査は軍場委員、大野委員で行っております。地区担当委員は軍場委員です。

議長

事務局の説明が終わりました。その3について地区担当委員の軍場委員、補足説明がありましたらお願いします。

軍場委員

大野委員と一緒に現地確認をさせていただきました。ただ今、事務局の方からの説明の通りで付け加えることはございません。■■■■■から■■■■■へ譲るという形で、■■■■■がここで子育てをされていくということで美浜町にとっても良いのかなという個人的な感想はっております。以上です。

議長

住宅を建てるということで、住民も増える可能性がありますね。
ありがとうございました。以上で3件について事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。この3件につきましてご意見、ご質問はございませんか。

その2の■■■■■さんの駐車場について、入り口があまりにも狭く入りづらいような状況で。

藪ノ内委員（最適化委員）

幅はどのくらいあるのですか。前から出入りになりますよね。

事務次長

駐車場の計画図をいただいておりますけど、出入り口は4m程度を確保しているように思われます。歩道からの乗り入れなので、土木建築課と安全対策をしっかりと取るうえで出入りを確保することで協議をしておりますので、この辺りは問題ないと思われま

議長

歩道の乗り入れも直さないといけないということですよね。

事務次長

はい。そうです。

藪ノ内委員（最適化委員）

出入の件はしっかりしてほしいですね。

藤本委員

駐車場の台数は、何台と聞いておりますか。

事務局

52台です。

議長

土地の舗装はされるのでしょうか。

事務次長

舗装はされることになっております。

議長

草の関係もあまり心配しなくても良いということですね。

藪ノ内委員（最適化委員）

交通事故等心配することがなければ。

議長

交通安全については、十分に配慮したうえで許可を出しましたという内容でお伝えいただければ良いと思います。

他にご意見ございませんか。

松下委員

先程、山本和美委員もご指摘いたしたのですが、この地図でいうここが官地になります。ここが整地されるとここが農道という形になり、その管理をどうするかという審議を現地でしていたのですが、今までもこういった案件が出ている時にそういった官地とか土手、今まで田んぼをしていた状況の時には田んぼの流れでみんな管理をしていたけれども、このように両脇が整地された時にはどうなるのかという心配が常にこういう案件の時には出てくるかなと思います。事務局もいろいろと心配はしていると思いますが、こういう案件で官地がある時には指導的に官地の管理のお願いを付けて話を進めていった方が良いと思います。

事務次長

ただ今松下委員がおっしゃられた件につきましては、私が担当させていただいた頃以前からになるとは思いますが、官地だからと言って役場で草刈りをしてほしいというのは難しいものですから、転用がかかった際には許可をお渡しする時にそこも含めて管理をお願いしたいということを事務局からも強く要請しておりますので、その辺をご理解の上転用をしてくださいと協力要請をさせていただいておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

山口委員

先程も話したように、完全に丸投げと一言話しましたが、官地の場合その管理を借主の■■■■■
■さんがするのか、■■■■■さんがするのかということですが・・・。

議長

今の話だと、■■■■■がするということですね。

山口委員

■■■■■さんがしてくれたら良いのですが、■■■■■さんが■■■■■さんに貸しているとい

うことでそちらでしてくださいという話があっちへいたりこっちへいたりすることになってくると、管理が疎かになってくるのではないかと。

議長

その辺りはしっかりと。

松下委員

先程事務次長が話していたように、こういった案件の申請が出てそういった状況が出た時には指導も含めてしていただくという流れでした方が良いかなと思います。今までもそのような流れでしていたという話なので、問題は無いかと思います。

議長

ありがとうございます。

川藤委員（最適化委員）

その件についてですが、お願いだけですと時間が経てば忘れてしまう。担当が変わったらまたとなってしまうので、そういうのを一筆もらっておくということはどうなのでしょうかと。

議長

そこまでは強制できるのかどうか。法的上、官地をあなたの所で必ず管理をなさいと一筆書いてくださいということは難しいのではないのでしょうか。

事務局長

強制までは難しいと思います。

山口委員

お願いするだけのことになるのでしょうか。

川藤委員（最適化委員）

過去に、結局こっちは官地だからうちはしっかり管理はできませんよと役場の人に刈ってもらったという話も聞きます。結局、業者が出て行ってしなければいけないことになりますよ。

議長

難しいとは思いますが。

事務局長

こちらの方からも強くお願いはいたします。

議長

お願いはしなければいけないですね。

事務局長

おそらく、管理するのは■■■■■さんだと思うので、強く要請はさせていただきたいと思います。

議長

そういうことで、よろしくお願ひしたい。

松下委員

今のところは要請しかできないのですね。

桃井委員（最適化委員）

図で見ると官地はどの辺ですか。

桃井委員（最適化委員）

官地は舗装はしていないのですか。

事務局長

舗装はしていないですね。

桃井委員（最適化委員）

駐車場だけ整備をして、官地の部分は整備をしないのですか。草が生えてきて、区分けはできるがそこを何とかしてくださいということですか。

事務局長

ここをきちんと管理をするようにということで、こちらの方から要請をいたします。

松下委員

なかなか官地は難しいと思います。

事務局長

2 m～3 m程農道があるのですが、里道ですね。

桃井委員（最適化委員）

2 m程ずっと官地が道路まで続いているということですか。

事務局長

はい。

桃井委員（最適化委員）

ここら辺は誰が管理するのですか。

事務局長

おそらく、この辺は■■さんが管理する田んぼなので、■■さんが管理されるのだと思います。

桃井委員（最適化委員）

田んぼをしながら草刈りということですか。

事務局長

そういうことだと思います。

桃井委員（最適化委員）

それを今度は、■■■■■さんに田んぼをしないところだけしてもらうのですか。

事務局長

そういうことだと思います。

議長

よろしいでしょうか。他にご意見はございませんか。

他にご意見等はないようですので、採決をしたいと思います。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請3件について、一括で原案の通り本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第2号については原案の通り町の委員会が適当である旨の意見を付して、県に進達することに決定いたします。

続きまして、日程第４ 議案第３号 農振農用地区域の除外申請に係る意見についてを議題といたします。

議案第 3 号

農用地利用計画明細書 市町村名：美浜町

資料番号：No. 2

変更箇所：美浜町■■■■■■■■■■

面積：田 489㎡ 除外する目的：■■■の建替え工事に伴う駐車場整備

[illegible]

転用事業計画者：美浜町■■■■■■■■■■ ■■■■■■ ■■■ ■■ ■

当該条項：法第13条第2項 除外・編入の別：除外

議案内容について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号 農振農用地区域の除外申請について説明させていただきます。

申請者及び転用事業計画者は、美浜町■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■
■■さん ■■歳の方です。

申請地は、美浜町■■■■■■■■ 地積は489㎡で、地目は田です。

土地の所有者は、美浜町■■■■■■■■■■ ■■ ■■ さん ■■歳の方です。

除外する目的は、近隣の■■■■との合併による■■■■の建替え工事に伴う駐車場整備です。

現状地は、合併による■■■の増加に伴い駐車場の確保が難しいため、新たに乗用車約１０台分及び■■■用バスの駐車場の敷地を確保するものです。

資料No.2の付近図と写真資料をご覧ください。用排水計画につきましては、駐車場整備のため取水排水は計画しておらず、雨水は自然流下させ、用水路に流す計画となっています。北側は水路を挟み■■敷地、南側は同一所有者の田、西側は水路を挟み町道■■■■線、東側は便宜上の道となっています。申請地は一団の農地の縁辺部に位置し、営農の分断要因にはならないことから、周辺農用地の効率的かつ総合的な土地利用に支障は生じるものではありません。また、周辺は休耕田と

なっていることから、農業経営に支障をきたすものではなく、中間管理機構の重点地区にもなっていないため、農地集積への影響はありません。非代替性につきましては、非農地及び農振農用地以外を対象に検討しましたが、■■■駐車場から■及び■■■との利便性等利用条件を極力満たす用地としては合致する用地の選定には至らなかったため、一番利便性の良い申請地を候補地として選定しています。県に進達し縦覧期間を経て、問題なければおおむね今年度中に許可がおりることになります。その後、第5条申請の提出により農業委員会にて審議する流れとなります。

調査担当委員は山本文昭委員です。以上です。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。議案第3号について調査担当委員の山本文昭委員、補足説明がありましたらお願いします。

山本文昭委員

今ほどの事務局の説明の通りでして、■■■という■■■を建て替えるにあたって駐車場を整備するということなのですが、周りに適当な土地が無いということで今回この申請地を農振除外して許可が下りた後に5条申請をしたいということを聞いております。写真を見ていただきますとわかりますように、過去何年も耕作されていないような田でして、問題は無いというように考えております。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

松下委員

この件について意見は無いのですが、以前山本事務次長から説明があったことを最後確認したいのですが、これは意見を言うだけのものですよね。これを県の方に挙げて決定されたものが下りてくるのですよね。決定されたことを農業委員会の会議の場で決定されました、否決されましたという話の報告は、後日事後報告としてされるというようなことを聞いたと思うのですが、その流れでよろしかったでしょうか。

事務次長

その通りです。

松下委員

はい。

議長

よろしいでしょうか。

松下委員

はい。確認です。

議長

5条案件につきますと、農業委員の担当の方が県へ行って、県の農業委員会総会の場で説明をしてそこで承認をもらう流れになっています。それで、県の方も通りました、承認されましたということで。

松下委員

■■■はもう解体したのですか。

山本委員

もう壊していますね。

■■はもうだいぶ前に亡くなったのではないですか。

■■■■さんと■■■さんともう1つの■■で3つあるのですが、その2つが1つに合併する。

松下委員

■■さんのところもあるのではしたよね。■■が違うのですね。

山本委員

そうです。あそこは一番小さく一桁くらいと聞いているので。

議長

よろしいでしょうか。

他にご意見等はないようですので、採決をしたいと思います。

議案第3号 農振農用地区域の除外申請につきまして、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第3号は原案の通り承認することに決定いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。これで農業委員会総会を終了します。

【閉会】午後7時52分

令和 年 月 日

美浜町農業委員会

会 長

議事録署名人

10番

1番